

PART 738
COMMERCE CONTROL LIST OVERVIEW AND THE COUNTRY CHART
商務省規制品リストの概要とカントリーチャート

Sec.		Page
738.1	序文 -----	1
738.2	商務省規制品リスト（CCL）の構造 -----	1
738.3	商務省カントリーチャートの構造 -----	4
738.4	輸出許可が必要かどうかの判定 -----	5
付則 1	カントリーチャート	

Part 738 (第738章) — 商務省規制品リストの概要とカントリーチャート

§ 738.1 序文

(a) 商務省規制品リストの範囲

(1) 本章において、EAR というときは、15 CFR chapter VII, subchapter C をいう。

産業安全保障局 (BIS) は、輸出管理規則 (EAR) の中で、BIS の輸出許可権限の対象となる品目 (すなわち、貨物、ソフトウェア、及び技術) を包含した商務省規制品リスト (CCL) を維持している。CCL には、米国政府の他の省庁や機関によってのみ輸出又は再輸出を規制している品目は記載していない。例えば、商務省以外の機関が関連品目の規制を管理している場合、CCL のエントリーに、これらの規制の参照が記載されている。

(2) CCL は、EAR § 774 付則 1 に記載されている。EAR § 774 付則 2 には、CCL に記載されているエントリーに関連する General Technology Note (一般技術注釈) と General Software Note (一般ソフトウェア注釈) を掲載している。

(3) 輸出規制又は再輸出規制が正当化されるが、現時点では永続的に CCL に番号分類されていない品目。一時的に CCL 規制の対象となる品目は、EAR § 742.6(a)(7) に基づき、ECCN 0Y521 シリーズ (すなわち、0A521、0B521、0C521、0D521 又は 0E521) に番号分類され、その間に改正された若しくは新規の ECCN のもとでの番号分類が適切であるか、又は EAR99 の指定記号が適切であるかに関する決定が行われる。

(b) 商務省カントリーチャートの範囲

BIS は、また、商務省カントリーチャートも維持している。商務省カントリーチャート (§ 738 付則 1 にある) は、仕向地と規制理由に基づく輸出許可要求事項を記載している。商務省カントリーチャートは、CCL と組み合わせることにより、CCL 掲載品目について世界のどの国に輸出許可が必要か否かを判定することができる。

§ 738.2 商務省規制品リスト (CCL) の構造

(a) カテゴリー

CCL は、10 のカテゴリーに分割され、次のように付番されている :

- 0-核物質、核施設、核装置及びその他の品目
- 1-材料、化学物質、“微生物”及び毒素
- 2-材料加工
- 3-エレクトロニクス
- 4-コンピュータ
- 5-通信及び情報セキュリティ
- 6-レーザー及びセンサー
- 7-ナビゲーション及びアビオニクス
- 8-船舶
- 9-航空宇宙及び推進装置

(b) グループ

各カテゴリーの中で、品目はグループによって配列されている。各カテゴリーには、同じ 5 つのグループを含んでいる。各グループは、文字 A~E で次のように区別されている :

- A-装置、組立品及び部分品
- B-試験装置、検査装置及び製造装置
- C-材料
- D-ソフトウェア
- E-技術

(c) チェックの順序

CCL には、§ 774 補足 4 の商務省規制品リストレビュー手順を記載している。この補足は、“EAR 対象”品目を番号分類する際に準拠すべき手順 (すなわち、レビュー手順) を規定するものである。

(d) エントリー

(1) エントリーの構成

各グループ内で、個々の品目は、輸出規制分類番号 (ECCN) によって識別される。各番号は、一連の桁と文字から構成される。最初の桁は、エントリーが属する総括的なカテゴリーを識別している (例えば 3A001)。

この最初の桁の直後の文字は、品目が5つのグループのどれにリストされるかを識別している (例えば 3A001)。

第2桁は、そのエントリーに含まれる品目に関連する規制の種類を特定することにより個々のエントリーを区分している (例えば 3A001)。

次のリストは、この第2桁に関連する規制理由である。

- 0: 国家安全保障理由 (デュアルユースリスト及びワッセナーアレンジメント武器リストを含む) 並びに NSG のデュアルユースのアネックス及びトリガーリストに掲載された品目
- 1: ミサイル技術理由
- 2: 核不拡散理由
- 3: 生物化学兵器理由
- 5: 商務省の決定により国家安全保障上又は外交政策上の規制を必要とする品目
- 6: "600 シリーズ" の規制品目 (当該品目がワッセナーアレンジメントの軍需品リスト (WAML) に掲載されているか、かつて米国軍需品リスト (USML) に掲載されていたことによる)。
- 9: 反テロリズム、犯罪規制、地域の安定、供給不足、国連制裁等

(i) 規制理由は相互に排他的ではないので、番号は優先度順に割当てられる。

例として、品目が国家安全保障とミサイル技術理由の両方で規制される場合、エントリーの **3 桁目の英数字第3桁** は "0" となる。品目がミサイル技術のみで規制される場合、**3 桁目の英数字第3桁** は "1" となる。

(ii) 第2桁と第3桁の番号 (例えば 3A001) は、多国間規制エントリーと独自規制エントリーを区別するのに役立つ。

第2桁に番号 "9" を持つエントリーは、米国独自の懸念のために規制されるエントリー全体を識別する (例えば、反テロリズム理由に関する 2B991)。

第3桁に番号 "9" があれば、その品目は不拡散懸念に基づく米国独自の目的のために規制される (例えば、2A290 は核不拡散懸念に基づく米国独自の目的のために規制されている)。

(iii) 各エントリーの最後の桁 (例えば、3A001) は、CCL 上で各エントリーを区別するため、ECCN の連続番号として使われる。

(iv) "600 シリーズ" の ECCN における最後の2文字

"600 シリーズ" の各 ECCN における最後の2文字は、通常、論点になっている品目の種類に対するワッセナーアレンジメントの軍需品リスト (WAML) のカテゴリーをたどっている。しかし、WAML の ML21 ("ソフトウエア") と ML22 ("技術") は、CCL の構造に合わせたままにするため、D ("ソフトウエア") 及び E ("技術") の CCL 製品グループに含まれる。

(2) ECCN の読み方

ECCN は、4つの欄 ("Heading" [標題]、"License Requirements" [許可要求事項]、"License Exceptions" [許可例外]、及び "List of Items Controlled" [規制品目リスト] 欄) から構成されている。各欄の簡潔な説明とその使用法は以下の通りである:

(i) 標題

規制される品目の説明が、各 ECCN に続いて示される。特定の ECCN においては、説明は要約であって、それらの各 ECCN に番号分類される品目の完結したリストについて、"規制品目リストを参照" するよう誘導する。規制品目リスト欄の "品目" 項は、"規制品目リスト参照" の字句の前にある標題の部分に対して、その ECCN が規制するすべての品目を記述する。前記の字句に伴う標題の部分は、その標題の部分で規制される品目の完結した説明である。標題の最後に "規制品目リスト参照" が記載されている場合、規制品目リスト欄の "品目" 項が、その ECCN が規制する品目全体の完結したリストである。

(ii) 許可要求事項

この欄は、優先順にすべての可能性のある規制理由を特定する区切られた行と、“Control (s)”と“Country Chart”と題する2つの列を含んでいる。

(A) “Controls”の見出しは、制限される順にすべての適用される規制理由と、それぞれが適用される範囲（例えば、エントリー全体、又は特定のサブパラグラフだけ）を特定している。多数の国及び／又は品目に対して輸出許可が必要なものが、最初にリストされる。リストを読んでいくことにより、輸出許可を必要とする国及び／又は品目の数が減少していく。規制理由は相互に排他的でないので、個々のECCN内で規制される品目は、複数の理由により規制される場合がある。以下は、すべての可能性のある規制理由のリストである：

AT 反テロリズム
 CB 生物化学兵器
 CC 犯罪規制
 CW 化学兵器禁止条約
 EI 暗号品目
 FC 小火器条約
 MT ミサイル技術
 NS 国家安全保障
 NP 核不拡散
 RS 地域の安定
 SS 供給不足
 UN 国連禁輸
 SI 重要品目
 SL 盗聴

(B) “Country Chart”の見出しは、それぞれの適用可能な規制理由について、列の名前と番号を特定している（例えば、CB Column 1）。これらの列記号は、CCLから輸出許可を必要とする国を識別する適切な列を導くために用いられる。各カントリーチャート列に適用可能な輸出許可要求事項及び方針の詳細な解説については、EAR § 742 を調べなさい。

(iii) 許可例外

この欄は、あなたの取引に適用される可能性があるECCNに基づく各許可例外についての簡潔な適格性の説明を提示しており、そのエントリーとカントリーチャートの分析に基づいて輸出許可が必要であると判定したあとでのみ、調べなければならない。この欄の簡潔な適格性の説明は、個々の品目及び仕向地に関係するECCNに基づく許可例外のどれが、申請書を提出する前に調査すべきかを決定する際の手助けとするために提示されている。いくつかのECCNには、許可例外STAの除外条項を含んでいる。これらの条項は、EAR § 740.20(c)(2)における許可例外STAの規定が使用できない品目を特定しているが、それ以外では許可例外STAの適用可能性に影響を及ぼさない。用語“Yes”（いくつかの例では、Yesの適用範囲が後に続く）が、適用可能なECCNに基づく各許可例外の次に記載されている。いくつかの“600シリーズ”のECCNにおいて、STAの許可例外の項又は許可例外欄の注釈に、そのECCNに対する許可例外STAの適用可否に関する情報が含まれている。用語“N/A”は、個々のエントリー内で適用できない許可例外を示している。一つ以上の許可例外が取引に適用可能であると見られるなら、適用可能な各許可例外にあてはまる条件及び制限をチェックするために、EAR § 740 を調べなければならない。各ECCN内に掲載される許可例外のリストが、すべてにして唯一のリストでない。個々のECCNに基づかない他の許可例外が適用可能な場合がある。ECCNに基づかない許可例外の適格性を判定するために、EAR § 740 を参照しなさい。

(iv) 規制品目リスト

(A) 関連定義

この見出しは、該当する場合、そのエントリーで規制されるすべての品目に適用される定義又はパラメータを特定している。この欄で提示される情報は、当該エントリーに独自のものであり、このためEAR § 772に掲載の定義にはリストされていない。

(B) 関連規制

他の米国政府の省庁又は機関が、あるエントリーで規制されるものに関連した品目に対し

輸出許可権限を有する場合、その省庁又は機関が、しかるべき規定の引用文とともに特定する説明が掲載されている。例えば、CCL のエントリーと、EU で維持されているリストにおけるこれに相当するエントリーの間で規制範囲が異なる場合、追加の相互参照が記載される場合がある。この情報は、両方のリストを用いる読者を助けるために提示されている。

(C) 品目

本項は、“品目”項と ECCN の標題との関係について説明し、あなたが CCL で品目を番号分類するとき、あなたの理解を助けるものである。標題に“(規制品目リスト参照)”の字句が含まれている場合、その字句の前にある標題の部分は、単にその ECCN で規制される品目の要約であって、“品目”項に標題で記述される品目全体のリストを記載している。本節の (d) (2) (iv) (C) (1)、(d) (2) (iv) (C) (2) 及び (d) (2) (iv) (C) (3) 項は、ECCN の標題における、この字句“(規制品目リスト参照)”の3つの異なる使用の事例を示している。CCL の各標題は、これらの3つの構成の一つを使用している。標題と“品目”項の関係を理解することは、“EAR 対象”品目を CCL で番号分類する際に重要である。

(1) “(規制品目リスト参照)”が、ECCN の標題の最後にある。

字句“(規制品目リスト参照)”の前に標題のすべての条文がある ECCN の事例には、ECCN 8A002 (海洋システム、装置、“部品”及び“部分品”であって、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照))がある。ECCN 1A001、3A001、6A001、7A004 及び 9A012 は、字句“(規制品目リスト参照)”の前に標題のすべての条文がある場合の、その他の事例である。これらの種類の標題において、あなたの品目が標題の範囲内にあり、かつ、その ECCN に番号分類されるか否かを判定するために、その品目項が調べられなければならない。

(2) “(規制品目リスト参照)”が、ECCN の標題の中間にある。

字句“(規制品目リスト参照)”が ECCN の標題の中間に記載されている場合、字句“(規制品目リスト参照)”を伴う標題のすべてが、“品目”項の中のリストに加えて、規制される品目をリストすることになる。そのような標題の事例には、ECCN 2B992 (高品位な鏡面を生成するための非“数値制御”工作機械(規制品目リスト参照)並びにこれらのために“特別に設計された”“部品”及び“部分品”)がある。ECCN 2B992 の事例で、あなたの品目はその標題の最初の部分(高品位な鏡面を生成するための非“数値制御”工作機械)の範囲内に含まれ、かつ、2B992 に番号分類されるか否かを判定するために、その“品目”項が調べられなければならない。ECCN 2B992 ECCN 2B999 の標題の第2の部分(“並びにこれらのために“特別に設計された”“部品”及び“部分品””)には、標題において記述される品目の全体のリストを記載している。ECCN 1A006、3B992、4A001、6A006 と 7A001 は、字句“(規制品目リスト参照)”が標題の中間に記載されている場合の、その他の事例である。

(3) ECCN が、“(規制品目リスト参照)”の字句を使用していない。

この ECCN に番号分類されるすべての品目が標題にリストされている場合、通常、あなたを標題に導くため、“品目”項には条文は記載されない。そのような標題の事例には、ECCN 4E980 (4A980 で規制される貨物の“開発”、“製造”又は“使用”に係る技術)がある。ECCN 0A982、5D101、8D001 及び 9A002 は、標題が、それらの各 ECCN に番号分類される品目全体の説明である場合の、その他の事例である。

§ 738.3 商務省カントリーチャートの構造

(a) 適用範囲

商務省カントリーチャートは、あなたが商務省規制品目リスト(CCL)に掲載されている殆どの品目について、CCL の輸出及び再輸出要求事項を判定することを可能にする。このような輸出許可要求事項は、品目に適用される輸出規制分類番号(ECCN)に掲載されている規制理由に基づいている。しかし、いくつかの ECCN は、商務省カントリーチャート上に掲載されている規制理由記号で参照されることなしに、或いはこのような参照範囲に加える形で、輸出許可要求事項を課している。これらの ECCN は、これらの“規制理由”欄に詳しく輸出許可要求事項を記述している場合がある、或いは、読者に輸出許可要求事項の情報について EAR の他の条項を参照している場合がある。それに加えて、いくつかの ECCN は輸出許

可要求事項を課していないが、当該 ECCN で定めている品目に対して輸出許可要求事項を課す場合がある他の政府機関の規則を読者に照会している場合がある。

(1) ECCN 0A983、5A0001. f. 1、5A980、5D001 (5A0001. f. 1 のためのもの、又は 5E001. a (5A0001. f. 1 に係る技術若しくは 5D001. a (5A0001. f. 1 のためのもの) に係る技術) のためのもの)、5D980、5E001. a (5A0001. f. 1 に係る技術又は 5D001. a (5A0001. f. 1 のためのもの) に係る技術) 及び 5E980
これらのエントリーで規制される品目について、すべての仕向地に対して輸出許可が必要である。0A983、5E001. a (5A0001. f. 1 に係る技術、又は 5D001. a (5A0001. f. 1 のためのもの) に係る技術) 及び 5E980 で規制される品目については、どの許可例外も適用されない。5A0001. f. 1、5A980、5D001 (5A0001. f. 1 のためのもの、又は 5E001. a (5A0001. f. 1 に係る技術若しくは 5D001. a (5A0001. f. 1 のためのもの) に係る技術) のためのもの) 及び 5D980 で規制される品目については、あなたの品目が米国政府機関の公的な使用に向けて及び当該使用のために引き渡される場合、許可例外 GOV が適用できる (§ 740. 2 (a) (3))。あなたの品目が 0A983、5A0001. f. 1、5A980、5D001 (5A0001. f. 1 のためのもの、又は 5E001. a (5A0001. f. 1 に係る技術若しくは 5D001. a (5A0001. f. 1 のためのもの) に係る技術) のためのもの)、5D980、5E001. a (5A0001. f. 1 に係る技術又は 5D001. a (5A0001. f. 1 のためのもの) に係る技術) 又は 5E980 で規制される場合、輸出許可申請の説明については EAR § 748 に、これらの種類の申請に関する許可方針に関する情報については EAR § 742. 11 又は § 742. 13 に、直接、進まなければならない。

(2) [Reserved]

(b) 国

カントリーチャートの第 1 列は、アルファベット順で国をリストしている。 § 738 付則 1 に掲載しているカントリーチャートにリストされていない多数の仕向地がある。あなたの仕向地がカントリーチャートにリストされていなくて、かつ、その仕向地がカントリーチャートにある国の属領、領地、保護領又は海外県である場合、EAR はあなたの仕向地に、属領、領地、保護領又は海外県の領有国と同じ輸出許可の取扱いを与える。例えば、あなたの仕向地がケイマン諸島 (英国の属領) の場合、輸出許可要求事項についてカントリーチャートで英国を参照しなさい。加えて、あなたの仕向地がリヒテンシュタイン (当国は、EAR でいうところにおいてスイスの 1 つの属領として取り扱われる) である場合、輸出許可要求事項についてカントリーチャート上でスイスを参照しなさい。

(c) 列

種々の規制理由を識別する水平見出しが、右方向に続いている。各規制理由見出しの下には、個々の列にかぶさっている対角列記号がある。各列記号は、2 文字の規制理由と列番号から構成されている (例えば、CB Column 1)。列記号は、各 ECCN の“輸出許可要求事項”欄にある“カントリーチャート”の見出しにリストされるものと対応する。

(d) セル

符号“X”は、カントリーチャートの上で輸出許可要求事項を示すために使われる。1 つの特定のセルに“X”がある場合、その特定の規制理由/仕向地の組合せの対象となる取引に、輸出許可が必要である。あなたの取引に適用される“X”の数と、あなたの申請書が受ける輸出許可審査の数との間には直接的な相関がある。

§ 738. 4 輸出許可が必要かどうかの判定

(a) CCL 及びカントリーチャートの使用

(1) 概要

あなたの品目が特定の ECCN に分類されると決定したなら、輸出許可が必要かどうかを決めるために、カントリーチャートと組み合わせて、その ECCN の“許可要求事項”欄に掲載されている情報を用いなければならない。ECCN の“許可要求事項”欄で示されるすべての輸出許可要求事項がカントリーチャートを参照するように言っていないが、いくつかの場合、本節には、EAR の中の輸出許可要求事項に関する特別な節への参照を含んでいることに注意しなさい。このような場合、本節は適用されない。

(2) 輸出許可決定のプロセス

個々の品目の特定の仕向地への輸出又は再輸出に輸出許可が必要かどうかを決定するために、以下の

決定プロセスに従わなければならない：

(i) CCL で該当する ECCN を調べなさい。

輸出又は再輸出しようとしている品目は、単一の規制理由により規制されますか？

(A) yes なら、単一の規制理由と関連するカントリーチャート列記号（例えば、CB Column 1）を特定しなさい。

(B) no なら、それぞれ適用される規制理由（例えば、NS Column 1, NP Column 1 等）について、カントリーチャート列記号を特定しなさい。

(ii) カントリーチャートのチェック

注目したそれぞれの適用されるカントリーチャート列記号により、カントリーチャート（§ 738 付則 1）を参照しなさい。適切な ECCN で特定されるカントリーチャート列の各々について、対角見出し上で、正しいカントリーチャート列記号を見つけたあと、調べる国の行と交わるセルに“X”がマークされているかどうかを確定しなさい。あなたの品目が複数の規制理由の対象となる場合、それぞれの固有のカントリーチャート列記号を使って、このステップを繰り返しなさい。

(A) yes なら、許可例外が適用されない限り、その規制理由及び仕向地に基づき輸出許可申請書を提出しなくてはならない。規制理由欄の次にリストされた許可例外に“Yes”が示されている場合、あなたの出荷を行うために輸出許可を申請するよりも、適用可能な ECCN に基づく許可例外のいずれかを使用できるかどうかを決定するために EAR § 740 を調べなければならない。それぞれの肯定的な輸出許可要求事項は、許可例外で克服されるであろう。カントリーチャートで示される各輸出許可要求事項に基づいて許可例外を適格とすることができない場合、輸出許可を申請しなければならない。CCL に関連しないその他の許可例外も、あなたの取引に適用できる場合があることに注意しなさい（EAR § 740 を参照しなさい）。

(B) “no”なら、その特定の規制理由及び仕向地を根拠として輸出許可は不要である。

一般禁止事項 4 から 10 が、あなたの予定している取引に適用されないこと、並びに輸出許可要求事項欄において、輸出許可要求事項を確定するために EAR のどの章も、あなたに指示していないことを条件とする。たとえば、特定のマスマーケット暗号品目について、記号“NLR”を用いてあなたの出荷を成就するためには、EAR § 740. 17 (b) で定めるところの適用される番号分類についての要求事項が満たされなければならない。

輸出通関手続き及び記録保管要求事項に関する情報について、§ 758 と § 762 に進みなさい。1 番目の規制理由に基づいて輸出許可が必要であると判定した後、終了することもできるが、それぞれの適用される規制理由を通して作業することがベストであることに注意しなさい。それぞれの適用される規制理由に基づいてすべての可能性のある輸出許可要求事項を十分に分析することが、あなたの個々の取引に適用できる最も有利な許可例外を決定するために必要であり、そして、もし輸出許可が必要な場合、あなたの輸出許可申請書に対して BIS によって行われる審査の範囲を確認しなさい。

(b) CCL とカントリーチャートを用いた分析例

(1) 目的

以下に掲げるエントリーのサンプルと関連する分析は、CCL とカントリーチャートを一緒に用いて、個々の品目の具体的な仕向地への輸出又は再輸出に輸出許可が必要であるかどうかを判定するために完遂しなければならない思考プロセスの模範を説明するために提示するものである。

(2) CCL エントリーの例

2A000 エントリーの見出し

許可要求事項

規制理由：NS, NP, AT

Control (s)

Country Chart

(§ 738 付則 1 参照)

NS は、すべての項目に適用される。

NS Column 2

NP は、2A000. b に適用される。

NP Column 1

AT は、すべての項目に適用される。 AT Column 1
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明 について § 740 を参照のこと）
LVS: 5,000 ドル
GBS: Yes
CIV: 適用されない。

規制品目表：

関連定義：ナシ

関連規制：ナシ

品目：

- a. x を有するもの。
- b. z を有するもの。

(3) 分析サンプル

GCL を調べた結果、私は私の品目（価額、10,000 ドル）が、ECCN 2A000. a に分類されると判定しました。私は、このエントリー全体が国家安全保障と反テロリズム理由で規制されていることを理解しました。私の品目が . b 項でなく、. a 項に分類されるので、核不拡散規制がこのエントリーの一部に適用されるが、私の品目には適用されないと理解しました。私は、該当するカントリーチャート列の記号が NS Column 2 と AT Column 1 である点に気がきました。カントリーチャートを調べたとき、私の具体的な仕向地（**チャド** ~~インド~~）の位置を見つけ、**チャド** ~~インド~~について、NS Column 2 のセルに “X” はあるが、AT Column 1 のセルにはないことを見つけました。私は、私の取引が許可例外の適用が適格でない限り、輸出許可が必要であることを理解しました。このエントリーでリストされている許可例外 LVS の価額から、私は私の予定している取引が LVS 関連の限度額を超えていることがすぐにわかりました。このエントリーについて許可例外 GBS が “Yes” であることに気付いて、私は GBS の使用に関連する条項をチェックするため、EAR § 740 を調べました。

§ 738 付則 1 : カントリーグループ

この付則は別の電子ファイルにある。